

東京新聞
2018年
11月3日
6面

衆院予算委 論戦のポイント

2018.11.2

二日開かれた衆院予算委員会の論戦のポイントは次の通り。
③面参照

【障害者雇用増】

小川淳也氏（立民） 障害者雇用政策の信頼は傷ついた。安倍晋三首相 長い間放置され、行政府の長として申し訳ない。民間はさまざまに工夫で、達成に努力している。法定雇用率を満たす形をつくるため、各省庁に工夫を凝らすよう指示している。

石井啓一国土交通相

長年、退職を確認せず追加計上が行われていた。皆さんのそしりを免れない。深くおわびしたい。

小川氏

水増しは故意だ。石井氏 意図的ではないと聞いている。

【口利ぎ疑惑】

小川氏 潔く認め、辞任するのが最善だ。

片山さつき地方創生担当相 与えられた職務を粛々と果たしたい。

小川氏

首相は罷免、更迭すべきだ。

首相 与えられた職責をしっかりと果たしてほしいと期待している。

後藤祐一氏（国民）

元私設秘書は参院を出入りできる通行証を持っていたのか。

片山氏

（本人が）強く要望したので、二〇一一年十月から一五年五月までの間、保有していた。秘書として契約したこともなく、給与報酬を払ったこともない。

【赤坂自民亭】

小川氏（七月に）西日本豪雨の危険が迫る中での自民

党懇親会「赤坂自民亭」が「悪い話ではない」と発言した。

石田真敏総務相 不愉快な思いをされた方々には申し訳ない。

小川氏 不謹慎では。

首相（危機管理の）対応が遅れたとの指摘は当たらない。野党は政治的に利用している。

【軽減税率】

階猛氏（国民） 飲食店で持ち帰れば8%、店内飲食は10%だ。

麻生太郎財務相 制度の周知にきちんと対応しないといけない。店員は言にくいだろう。買う人の申告に基づ

【外国人労働者】

奥野総一郎氏（国民） 受け入れ拡大に伴うセーフガードの用意は。

山下貴司法相 上限数値は設けない。継続的に雇用状況を把握し、受け入れ終了を判断する。

奥野氏 首相が先頭に立つて説明すべきだ。

首相 来る側も受け入れる側も尊重し合える共生社会の実現に向け、環境整備を進める。

【日米地位協定】

渡辺周氏（国民） 協定見直しについて考えは。

首相 目に見える取り組みを積み上げ、あるべき姿を追究したい。

【全世代型社会保障】

岡田克也氏（無所属の会） 給付と負担の見直しから逃げず、持続可能な社会保障制

度は確保できない。
首相 給付と負担のバランスを含む改革を三年間行つた。

【森友学園問題】

大串博志氏（無所属の会） 佐川宣寿前国税庁長官を「極めて優秀な行政官」とした発言を取り消すべきだ。

財務相 職務を適切に行っていた。

【米軍普天間飛行場】

赤嶺政賢氏（共産） 政府は

入管難民法改正案の要旨

入管難民法などの改正案の要旨は次の通り。①面参照

【在留資格】

外国人は一定の技能が必要な業務に就く特定技能1号と、熟練技能が必要な業務に就く2号の在留資格で日本に在留できる。1号は在留期限が通算五年で家族帯同を認めないが、2号は期限の更新ができ、配偶者と子どもの帯同も可能。

【運用方針】

制度の適正な運用を図るため、政府は特定技能に関する「基本方針」を定めなければならぬ。法相は、外国人で人材不足を補う産業分野を所管する関係行政機関や外相、厚生労働相などと共同し、人材不足の状況や求められる人材の基準などを盛り込んだ「分野別運用方針」を定めなければならない。

【契約】

特定技能の外国人との雇用契約は、報酬や教育訓練、福利厚生施設の利用などの待遇で、外国人であることを理由とした差別的扱いをしてはならない。

特定技能1号の外国人の受け入れ先は、職業生活や日常

名護市辺野古沿岸部で、埋め立てに向けた関連工事を再開した。強権姿勢は容認できなかった。

首相 法治国家として必要

下手続きが行われた。

下地幹郎氏（維新） 沖縄県

の玉城デニー知事と協議すべきではないか。

菅義偉官房長官 来週、日

程が合えば虚心坦懐（たんか

い）に話を聞きたい。

生活、社会生活上の支援計画

を作成し、支援しなければならぬ。

国在留管理庁長官の登録を

受けた支援機関に委託すること

もできる。登録支援機関や支

援業務に関する必要事項は省

令で定める。

【受け入れ停止】

必要な人材が確保できたと認められた産業分野では、所管する関係行政機関の長が、在留資格認定証明書の交付停止を法相に求める。

【指導や助言など】

出入国在留管理庁長官は、雇用契約の適正履行などに問題し、受け入れ先に指導や助言を行うほか、立ち入り検査や改善命令を出すことができる。登録支援機関に対して

も、指導や助言、登録の取り

消しができる。

【罰則】

改善命令に違反した者は十

月以下の懲役または三十万円

以下の罰金。雇用契約の変更

を届け出なかった場合や、虚

偽の報告書を提出したりし

者は三十万円以下の罰金。

【見直し】

施行から三年後に、制度を

検証し、必要に応じて見直し